



オリンピック精神とパラリンピック



今年の8月に開催されるリオデジャネイロオリンピック（第31回夏季オリンピック）の開幕まで100日を切り、各種目の代表選手が選考会等を経て次々と決定し、その活躍に期待と注目が集まっています。



また、5月1日には選考会を兼ねた第27回日本パラ陸上競技選手権大会が鳥取市で行われ、男子走り幅跳びでパラリンピック北京大会銀メダルの山本篤選手が、従来の世界記録を3センチ更新する6メートル56で優勝し、9月のパラリンピックへの出場が有力視されています。



リオデジャネイロオリンピックと、これに引き続き開催されるパラリンピックでの日本選手の健闘を願ってやみません。



さて、国際オリンピック委員会（IOC）で採択されたオリンピック憲章の「オリンピズムの根本原則」では、次のように定めています。



【オリンピック憲章 オリンピズムの根本原則（抜粋）】

4. スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。
6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。



憲章には、オリンピックはすべての人にスポーツの機会があり、すべての人が尊重され、相互に理解しあう、というオリンピック精神がうたわれており、「平和の祭典」と言われます。



国や地域を超えた交流のなかで、友情やお互いを尊重し、思いやる気持ちが育まれ、やがてスポーツを超えた世界平和につながっていくのではないのでしょうか。

